

監査委員公表第3号

監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年6月2日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 柳下 雅子

- 1 監査年月日
平成29年5月23日
- 2 監査等対象機関
寒川総合体育館指定管理者／シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体 代表企業シンコースポーツ株式会社
所管課／寒川町都市建設部都市計画課
- 3 監査等の種別
財政的援助団体等の監査
- 4 監査等対象
平成28年度の寒川総合体育館の管理に係る出納その他の事務及び都市計画課の指定管理に係る出納その他の事務
- 5 監査の方法
監査対象機関から指定管理に関する書類の提出を求め、指定管理に係る一連の事務処理や事業が適正に執行され、目的が達成されているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情聴取を実施し、併せて現地調査を行った。
- 6 監査の結果
おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。
○軽微な留意事項は口頭により指摘又は指導した。